

平成24年5月



第3回議会報告会



第2回議会報告会の様子（平成23年11月）

《次 第》

- 1 開 会
- 2 代表者あいさつ
- 3 自己紹介
- 4 報告事項等
 - (1) 委員会等の活動報告
 - (2) 重要な議案等の審議状況
- 5 質疑応答
- 6 意見交換会
 - (1) 地域の課題について
 - (2) 市議会及び市政への意見について
- 7 閉 会

【大分県佐伯市議会】

【 議 会 報 告 会 日 程 表 】

日 時		会 場	中学校区	担当班
5月9日 (水)	午後7時～9時	浅海井公民館	東 雲	(1班)
	午後7時～9時	西上浦地区公民館	彦 陽	(2班)
	午後7時～9時	蛇崎公民館	佐伯南1	(3班)
	午後7時～9時	保健福祉総合センター和楽	鶴 谷	(4班)
	午後7時～9時	青山地区公民館	佐伯南2	(5班)
5月10日 (木)	午後7時～9時	鶴岡地区公民館	佐伯城南	(1班)
	午後7時～9時	小浦高齢者コミュニティセンター	米水津	(2班)
	午後7時～9時	中越公民館	鶴 見	(3班)
	午後7時～9時	宇目地区公民館	宇目緑豊	(4班)
	午後7時～9時	鶴見地区公民館田の浦分館	大 島	(5班)
5月11日 (金)	午後7時～9時	本匠地区公民館	本 匠	(1班)
	午後7時～9時	大入島地区公民館	大入島	(2班)
	午後7時～9時	直川地区公民館	直 川	(3班)
	午後7時～9時	蒲江地区公民館	蒲江翔南	(4班)
	午後7時～9時	大坂本生活改善センター	昭 和	(5班)

※佐伯南中学校区（上堅田・下堅田・青山・灘・木立）は2会場で開催します。

〔班構成〕・議員の班編成及び開催場所は、抽選により決定しました。

班	代表者	班 員（議席順）				
1班	矢野精幸	後藤幸吉	宮脇保芳	玉田茂	清家好文	清家儀太郎
2班	高司政文	井野上準	兒玉輝彦	日高嘉己	高橋香一郎	御手洗秀光
3班	後藤勇人	河野豊	井上清三	芦刈紀生	下川芳夫	吉良栄三
4班	渡邊一晴	浅利美知子	清田哲也	河原修仁	江藤茂	矢野哲丸
5班	上田徹	佐藤元	三浦涉	小野宗司	梶田穂積	

*** (目 次) ***

- ◆議会活動実績表（11月～4月） . . . 3ページ
- ◆市議会の構成 . . . 4ページ
- ◆報告事項等

(1) 委員会等の活動報告

番号	委員会名	ページ
①	議会運営委員会	5
②	総務常任委員会	8
③	建設常任委員会	11
④	教育民生常任委員会	14
⑤	経済産業常任委員会	16
⑥	議会改革等調査特別委員会	19
⑦	地域開発調査特別委員会	21
⑧	地域産業調査特別委員会	23
⑨	政策研究会	30

(2) 重要な議案等の審議状況

議案等名	件名	ページ
認定第3号	平成22年度佐伯市各会計決算の認定について	31
議案第18号	平成23年度佐伯市一般会計補正予算（第3号）	32
議案第1号	平成24年度佐伯市一般会計予算	34
議案第32号	佐伯市つるみ山荘の指定管理者の指定について	36

◆意見交換会

- (1) 地域の課題について . . . 37ページ
- (2) 市議会及び市政への意見について . . . 38ページ

◆参考資料

. . . 39ページ

- ・佐伯市議会基本条例（前文）
- ・市議会の役割
- ・市議会の権限
- ・本会議（定例会）の審議の流れ
- ・委員会等構成表（委員等名簿）

議会活動実績表(11月~4月)

日	11月	12月	1月	2月	3月	4月
1	第2回議会報告会	管内視察(教民)		会派視察(平成・新風)・視察受入	議運・開会日・代表者会・予算委・全協	
2	第2回議会報告会	管内視察(経産)		会派視察(平成・新風)	4常任委員会	
3				会派視察(平成・新風)		
4	第2回議会報告会					
5		議会運営委 一般質問・広報委				
6		一般質問		管内視察(建設) 教育民生委		
7	議会改革委 建設委	一般質問		後期高齢者医療広域連合議会(全協)	議運・代表質問 広報委	
8	地域産業委・後期高齢者広域議会	議会運営委 一般質問		経済産業委	代表・一般質問 議運・代表者会議	
9	決算特別委 議会運営委	経済産業委 教育民生委		議会改革視察受入 建設委・地域開発	議会運営委 一般質問	
10	決算特別委			視察受入・議運 議会モエタ一意見交換会		
11	決算特別委		政策研究会 総務委・教民委			広報委
12		建設委 総務委	経済産業委 議会改革委		一般質問	
13			建設委	政策研究会 議会改革視察受入		
14	議会改革委・議会改革視察受入	公共工事入札委			経済産業委 教育民生委	
15	議員研修会				建設委 総務委	
16	会派視察(開政・公明・市民)	議運・閉会日 政策研究会		地域開発委		政策研究会 広報委
17	会派視察(開政・公明・市民)		地域開発委			
18	会派視察(開政・公明・市民)		政策研究会			議会改革委
19		行政視察(地域産業委)	行政視察(議運)		予算特別委	
20		行政視察(地域産業委)	行政視察(議運)	後期高齢者議会		建設委
21	議運・勉強会・全員協議会	公共工事入札委		管内視察(政策研究会)	予算特別委	
22	公共工事入札委	地域開発委 広報委		議会運営委 勉強会	予算特別委	
23						議会運営委
24			議会改革視察受入 会派視察(開政等)	地域開発委 議会改革委		管内視察(教民)
25			会派視察(開政・市民)			議会改革受入 政策研究会
26		議会運営委	会派視察(〃) 政策研究会			公共工事入札委 議会改革受入
27			公共工事入札委 総務委	公共工事入札委 一般質問通告締切	議運・閉会日 広報委	管内視察(建設)
28	一般質問割振協議				教育民生委	
29	議運・開会日・全協・代表者会議			一般質問割振協議	公共工事入札委	
30			教育民生委 議会改革視察受入			
31			議会運営委 議会改革視察受入			

市議会の構成

本会議

本会議とは、全議員で議案などを審議する会のことを言います。またここでは、市政全般に関する質問（代表質問・一般質問）が行われます。

議会運営委員会

【定数 12 人以内】

議会運営を円滑、効率的に行うために設置しています。

常任委員会

議案等を専門的、能率的に審査するために所管の常任委員会に付託し、詳細に審査します。

・総務常任委員会 【定数 8 人】

総務部、財務部、企画商工観光部企画課（まちづくり推進係を除く）、消防本部などの所管

・建設常任委員会 【定数 7 人】

建設部、上下水道部の所管

・教育民生常任委員会 【定数 8 人】

市民生活部、福祉保健部及び教育委員会の所管

・経済産業常任委員会 【定数 7 人】

企画商工観光部企画課（まちづくり推進係に限る）、商工振興課及び観光課、農林水産部並びに農業委員会の所管

特別委員会

特に必要があると認める事件について議会の議決で設置します。

・議会改革等調査特別委員会 【定数 10 人】

議会基本条例の策定、その他議会改革に関すること

・地域開発調査特別委員会 【定数 10 人】

大型船修理ドックに関すること。中心市街地の活性化に関すること

・地域産業調査特別委員会 【定数 10 人】

第 1 次産業における新しい取組に関すること

・議会広報調査特別委員会 【定数 7 人】

議会広報の発行、ホームページの充実に関すること

・公共工事入札事務問題調査特別委員会 【定数 9 人】

公共工事入札事務問題に関すること

※その他、必要に応じ予算特別委員会及び決算特別委員会を設置し審査しています。

協議又は調整を行うための場

・政策研究会 【定数 8 人】

政策条例案の立案、政策提言を行うために調査・研究しています。

・全員協議会

特に重要な案件について議員相互又は市長と協議又は調整を行います。

・各派代表者会議

各党派間の意見調整が必要な場合に開催します。

報告事項等：(1) 委員会等の活動報告

1 議会運営委員会

【第2回議会報告会における意見等に対する取組について】*****

昨年(2022年)の11月1・2・4日の3日間にわたり15会場で開催した第2回議会報告会におきまして、市民の皆様から、市政及び議会運営に関する398件のご意見をいただきました。

この貴重な意見については、本委員会において常任委員会や特別委員会の所管別に仕分けを行い、それぞれの委員会の所管事務として把握し、調査・検討を重ねております。

議会運営委員会では、議会運営に関する135件の意見をもとに委員会を開催し調査・検討いたしました。

まず、参加者の状況については15会場延べ297人で、第1回の議会報告会の参加者484人に比べ187人の減となっており、減少した要因としては時間配分や資料不足といった第1回目の反省材料が影響されるものと考えています。また「参加者が少ないので周知方法を考えてほしい」との意見が多数寄せられました。これまでも市報や議会だより、区の回覧やケーブルテレビにより参加の呼びかけを行っていますが、「議員自らも広報活動に取り組む」方針を決定したところであります。また、今後の議会報告会の開催については、議員それぞれの意識の向上として会場設営はもとよりスケジュール及び資料の作成についても議員が自主的に運営していく方針を決定いたしました。

今後も議会報告会の開催に当たり、改善点を実行しながら市民の皆様により身近で活力ある市議会の構築につなげていきたいと思っております。

【行政視察について】*****

平成24年1月19、20日の二日間、議会運営(情報公開・市民参加・議会機能強化)及び議会報告会の取組を調査項目とし、福岡県八女市議会、佐賀県佐賀市議会、長崎県大村市議会へ先進地の取組として行政視察を実施しました。視察を行った三市議会は全国市議会ランキング(議会機能として評価の高い順位)でも上位を占めている議会で、主な取組について報告します。

《視察の目的》

本市議会では、議会基本条例を制定して以降、独自で議会報告会のあり方を探るなか、第2回目の議会報告会を終えたところである。第3回目となる議会報告会を5月に控え、現在の運営方法が市民から信頼を得るものであるのか、他市議会との意見交換を通じて、具体的手法等を検証し、今後の議会報告会のあり方を議論していく足掛かりにする。

また、市民に開かれ活力ある市議会を目指す観点から、特に、情報公開、住民参加及び議会機能の強化について、改革度の高い市議会の考え方などを聴取し、今後の議会運営に生かす。

■福岡県八女市議会

- 本会議のインターネット中継配信
- 休日（土日）議会の開催
- 委員会による出前講座の開催
- 自治委員会との懇談会を定期的に開催
- 議会報告会を年1回開催
 - ・議員自らも周知に努めている。
 - ・報告会では説明を30分程度に止め、意見交換の時間を充実させている。
 - ・資料作成、会場設営は議員自らで行っている。

■佐賀県佐賀市議会

- 本会議のインターネット中継配信
- 決算審査に伴い事務事業評価の実施
- 政務調査費報告の自主公開
- 反問権の導入
- 議会報告会を年1回開催
 - ・議員自らも周知に努めている。
 - ・資料作成、会場設営は議員自らで行っている。
 - ・自治会長の意向を聞いて日程調整している。



■長崎県大村市

- 本会議のインターネット中継配信
- 政務調査費報告をホームページで公開
- コミュニティFM（ラジオ）による一般質問生中継
- 議会改革検証プロジェクトの設置
- 議会報告会を年2回開催
 - ・議員自らも周知に努めている。
 - ・資料作成、会場設営は議員自らで行っている。
 - ・意見交換のテーマを設定している。

これらの視察を踏まえ、議会運営委員会で今後の取組について協議を行い、以下の改善点について決定をいたしました。

《視察を踏まえての改善点》

- ◆ 議会報告会の開催における会場設営及び資料作成は議員自らで行う。また広報活動についてもそれぞれの議員が努める。
- ◆ 議会だよりの作成についても広報調査特別委員会委員が自ら作成する。
- ◆ 委員長報告についても各委員長が自ら作成する。
- ◆ 平成24年度からインターネット中継配信に向けて準備を行う。
- ◆ 議会関係の視察に対しては議員自ら（各委員会）が対応する。

【議員研修会の開催について】*****

平成 23 年 11 月 15 日に「全国に広がる地方議会改革」と題し、全国で初めて議会基本条例の制定に御尽力された、元栗山町議会事務局長の中尾修氏（現東京財団研究員）を講師にお招きし議員研修会を開催しました。研修会には議会モニターや市職員の方にも参加をいただき、質問も多く出され有意義な研修会となりました。



議員研修会は議員個々の資質の向上を図ることを目的に、議会基本条例第 16 条に規定しており平成 22 年度から実施をしています。

【議会モニターとの意見交換会について】*****

佐伯市議会では市民の意見を広く求め意思決定に反映させるために、議会モニター制度を導入しています（議会基本条例第 7 条）。現在、団体モニターとして 27 団体、一般モニターとして 15 名が登録しています。平成 24 年 2 月 10 日に和楽にて第 1 回議会モニターとの意見交換会を開催しました。意見交換会にはモニター 21 名の参加があり、議会、市政に対し貴重な御意見をいただきました。また、モニターの皆様には、一年を通して本会議や委員会にも積極的に傍聴いただいています。



*議会基本条例第 7 条（議会モニター制度）の説明

市民の意思と議会の意思がかみ離れることは避けなければなりません。このことを念頭に、住民自治を基軸とする観点から、また見えにくい市議会の活動を知らしめる観点から「議会モニター制度」を設けました。

議案等に対する意見を聴取する場合、現行制度では参考人制度や公聴会制度がありますが、議会の日程上の問題もあり、人選などを含めて市民とのコンタクトを取りづらい側面があります。

そこで、市民によって組織する各種団体等を議会モニターとして登録させていただき、議会の申し出により、いつでも意見聴取できる体制を整え、議案審査等に生かそうとするものです。

この制度の導入は、モニターとの意見交換を通じ、相互の情報の共有を経て、参考人制度や公聴会制度をより活用しようとする狙いもあります。

2 総務常任委員会

【第2回議会報告会における意見等に対する取組について】*****

昨年11月の議会報告会でいただいた意見・要望等の中で、総務常任委員会の所管に該当するものは39件で、そのうち23件が地震・津波対策に係るものでした。本委員会で調査した内容は、佐伯市議会のホームページ上に掲載していますので、ここでは地震・津波対策についてのみ御報告いたします。

(1) 避難路整備事業について

①優先順位の有無は？

市は津波影響地区に最低限度の避難路整備を最優先するという整備基準の中で、「近くに避難路のある箇所」や「現状で十分に避難路の機能を果たす箇所」は23年度の整備から除外しています。24年度は、除外した箇所と新たに地区から要望のあった箇所を検討の上、事業実施していくとのことです。議会としては市に対し、地元ときちんと話をして進めるよう要請しています。

②進捗状況は？

(平成24年3月31日現在)

区 分	件 数 等			
	平成23年度着手	130件	内訳	年度内完成
繰越し				14件
その他	16件	事業中止やルート変更等による24年度への持ち越し分など		
計	146件			

(2) 防災スピーカーについて

①震災時に有効に機能するのか？

地震による停電時は無停電電源装置や非常用発電機を備えており2時間は使用可能です。また、ケーブルは、震度5弱の地震が2001年以降4回発生していますが異常は生じていません。

②防災スピーカー以外の広報対応は？

「さいきホットメール」「緊急速報エリアメール」「エフエムさいき」「佐伯市公式ホームページ」「行政放送テロップ」「音声ガイダンス」等のメディアを使って情報発信します。

(3) 避難地のトイレ設置について

市では、24年度予算で避難地(120箇所程度)に非常用トイレセット(各2~5セット)を購入し、保管用の備蓄倉庫と併せて配備していくことにしています。

(4) 避難地、避難ビル等の周知について

国・県の浸水予測が発表され次第、市は防災マップを作成し、夏前頃、全戸配布する予定です。避難ビルについては、平成24年3月15日現在、34のビルと協定を締結しています。



《周知の状況》

- ① 佐伯市公式ホームページに随時掲載
- ② 昨年10月1日号の市報に掲載
- ③ 12月15日の自治委員会連合会理事会で周知の依頼
- ④ 2月15日号の市報にも掲載

【「佐伯市中心部の高校に通学する佐伯市内在住の高校生に対する通学費の補助について の請願（平成23年9月22日、議会で採択）」に対する執行部の見解】*****

(1) 昨年11月の議会報告会での報告内容

義務教育内の補助制度として「さいきっ子医療費助成」を実施しており、現在入院が中学3年生まで、通院が小学6年生までを対象として助成している。通院については中学3年生まで拡大する考えを持っており、まず義務教育の補助制度を充実させ、その後に高校通学費の補助について検討したい。

(2) 処理の経過と結果「平成24年1月31日付け議会への報告」

市が本請願に係る調査を行った結果、過去3年間の単年度平均として、佐伯市の中学校を卒業する者737名、うち就職又は市外通学者124名、周辺部の中学を卒業し、市内の高校に通学する者157名、うちバス又はJRを利用する者約80名となっており、この80名に補助を行うとすれば幾つかの問題点がある。列举すると、

1. 公共交通機関を利用する者だけに交通費を補助することの不公平感
2. 市外通学者との不公平感
3. 日本文理大学附属高校にある独自の通学費助成との兼ね合いなどである。

市としては、補助を行うことによって新たな不公平感を生む懸念もあり、現在高校の授業料が無償化されていることも勘案し、通学費の補助を行う考えはない。

【佐伯市新庁舎建設について】*****

<入札方法>

要件設定型一般競争入札（総合評価落札方式）

<3月27日の本会議で可決した内容>

①工事内容 建築主体工事 契約金額：28億8,750万円
契約の相手方 清水・ヤマト富永特定建設工事共同企業体

②工事内容 電気設備工事 契約金額：5億5,650万円
契約の相手方 九電工・匹田電気工事特定建設工事共同企業体

③工事内容 機械設備工事 契約金額：6億5,835万円
契約の相手方 高砂・久保田特定建設工事共同企業体

<建物の概要>

免震構造の鉄筋コンクリート造地上7階建て
(別館：鉄骨造地上2階建て)、延べ床面積1万4,517.71㎡

<工期>

平成26年3月10日

<総事業費>

約54億円（起債償還利子を含む。）

▼ 4月21日現在の進捗状況



▼ 佐伯市役所新庁舎（模型）



3 建設常任委員会

なかなか進まない市内のインフラ整備に対して

佐伯市選出県議会議員との情報交換会開催

佐伯市の道路を含め様々な諸課題については、県と連携を密にしなければ情報が入りにくい状況であり、市議会として議会報告をする中で、県に関わるインフラ部分について、「どうなっているのか」という質問が多く寄せられます。

私たちが議会を通じ、いろんな角度で番匠川河口橋、あるいは県道古江丸市尾線、米水津の第2浦代トンネル、県道三重弥生線、国道217号線等、執行部に申ししていますが、進捗が見えにくい部分も多々あります。

そういった中、意見交換を行いながら問題や課題について情報をお互いに共有しながら、「ここまでは俺たちに任せてくれ」「ここまでは今後一緒にやろうじゃないか」といった連携を図ることを目的とした、佐伯市議会初めての試みとなる建設常任委員会と佐伯市選出の県議会議員との情報交換会を昨年11月18日（金）に開催いたしました。

出席された県議からは、大変意義ある会議だと思っている。地域の発展のために努力しているが、市民、市議会、市の職員の協力がなくては、前に進まない状況であるので意見を出し合いながら、地域発展のためになる会議にしていきたい、という話が出され、意見交換では、県議会議員・建設常任委員とも東九州自動車道の早期完成、佐伯南インターチェンジの設置、女島地区の国際ターミナル・14m岸壁、国道217号バイパス、番匠川河口橋、米水津の第2浦代トンネル、県道古江丸市尾線のバイパス等について話し合いをし、課題は山積みだが今後一層、連携を強化し取り組んでいくことを約束するとともに、今後は年数回こういった会議を開催しながら、各事業に早く取り組めるよう、意思確認をいたしました。

なお、昨年国への要望活動では、佐伯市が出している要望項目を柱に東九州自動車道の早期完成、佐伯南インターチェンジの設置、番匠川河口橋、米水津第2浦代トンネルの問題などについて常任委員会として陳情を行っております。

地域の方との情報交換！

管内行政視察

平成24年2月6日（月）に管内行政視察を実施いたしました。

建設常任委員会では、かねてより新設要望があがっていました、県道古江丸市尾線の状況確認やバイパスに関する調査を行いました。現地は、通学路や通勤に欠かせない生活道路であり、海岸線に位置づけし、越波対策も効をなしていない為、津波・高波の恐怖とともに崖崩れが頻繁に起こる危険な地域で、早期の対応が必要だと実感しました。

その後、同行していただいた市の建設部や大分県佐伯土木事務所の職員らと、地域の区長さんを変え意見交換し、20年来取り組んでいる要望活動など区長さんの切実なる思いが伝わりました。



▲ 現地での状況確認



▲ 蒲江、名護屋地区での意見交換

また午後からは、県道色宮港木立線（浦代トンネル）について、現地での状況確認を行い、その後、米水津地区の区長さんと意見交換をし、熱心な訴えに改めて第2浦代トンネルに対する期待と住民の要望が身にしみる思いでした。

いずれにしても、現地を視察するだけでなく、地域の住民の方と意見交換することで開かれた議会の一步となり、住民の理解が得られたように感じました。



▲ 米水津振興局での意見交換



▲ 大型車との離合ができない浦代トンネル

第2回議会報告会における意見等に対する対応について

第2回議会報告会で、市民の皆様より出された意見について、検討し執行部の対応を求めました。主な内容について報告いたします。

1 市道認定に関することについて

市道は道路法、道路構造令、道路交通法の適応を受けることになり、交通事故が発生した場合、管理者としての責任が問われます。このため、一定の基準が必要となります。市道認定の条件をクリアしている路線も複数ありますが、予算がつかないため、未改良・未舗装となっている道路があります。このような場所の工事施工を優先すべきと考えています。なお、高齢化率が50%を超える地区は、小規模集落応援隊が施工することが可能ですので、企画課総合政策係に相談してほしい。

2 県道床木海崎停車場線の進捗状況について

県道床木海崎停車場線については、23年11月に5年毎に事業の必要性について評価を行う大分県事業監視委員会において事業継続が承認されたことにより、トンネル工事について、今後着手に向けて努力していきたい。道路環境については、台風等の異常時には道路巡視を行い、安全な通行ができるよう努めます。また、海崎側のルート選定については、国道217号戸穴バイパスのルート選定と併せて行うこととしていたが、戸穴バイパスのルート選定が決定しておらず、大分県佐伯土木事務所としては、24年度早々に地元説明会を開催し、ルート選定していく。

3 県道、大入島の南・北循環線の整備状況について

大分県佐伯土木事務所では、10工区の工事箇所のうち、今年度は塩内及び片神地区で、法面对策工事を実施中です。守後地区は、越波対策として護岸改良及び消波ブロックの設置を行うことで、離合困難箇所の解消を図る。また、久保浦地区の改良は、事業化の検討を行っている。

4 国道10号線、直川地区の国道の維持管理について

国道10号線の維持管理をしている佐伯河川国道事務所佐伯維持出張所では、6月の梅雨時期と8月の下旬頃の年2回除草しています。この時期以外、草が生い茂って通りにくい状況の時は、随時除草を行っていく。

5 国道217号バイパスの進捗状況について

国道217号の古市小田間については、平成24年度末の供用開始を予定している。

4 教育民生常任委員会

【管内行政視察実施】

12月議会で委員会付託を受けた指定管理者の指定議案について、特別養護老人ホーム豊寿苑、西野浦診療所及び名護屋出張診療所と、放課後児童クラブの、ひがしなかよしクラブ・星の子児童クラブ・下堅田児童クラブの視察を12月1日委員全員で行いました。



【第2回議会報告会における意見等に対する取組について】

第2回議会報告にて本委員会所管の23件及び文化会館について66件のご意見・ご要望をいただきました。検討の結果等は佐伯市議会公式ホームページにも掲載いたしますので、詳細な報告は、この場では差し控えさせていただきますが、1月から2月にかけて3日間にわたり委員会を開催し、調査・検討いたしました概要及び結果につきまして、ご報告させていただきます。

【離島における救急搬送について】

大入島地域で、前回に引き続き救急搬送に関するご意見をいただきました。夜間等の緊急時に、フェリーを待たずに救急隊員のみ現場に行き、その後フェリーで救急車が島に渡れば、現在の救急搬送方法よりも早く応急処置等が可能となるのご意見でした。

消防本部の見解は、24時間、365日救急時対応してくれる船の確保、また初めに資機材を持ち3人が、その後、救急車にて2人が対応することとなり、現在の消防職員数では人員の確保が困難であるとの見解でした。

委員会としては、4月24日に大入島地区公民館で区長さん方と消防職員を交え、詳細について意見交換をする予定にしており、島民皆さんの不安を少しでも解消すべく調査研究をしていきます。

【エコセンター蒲江について】

蒲江地域で、エコセンター蒲江を廃止しては困るとの御意見をいただきました。

市の統合計画及び蒲江地域のごみ収集方法について調査したところ、施設の老朽化や行財政改革の観点から、エコセンター蒲江を廃止し、エコセンター番匠への統合を計画しているとのことでした。また、収集方法については、蒲江地域も他地域と同様に、集積場所へ出せば、委託業者が回収することになっており統合しても特に問題ないとのことでした。

蒲江地域の方には、ごみの持ち込み等、ごみ処理施設が遠くなることにより不便を感じることもあるかもしれませんが御理解いただきたいと思っております。

八幡地区公民館について

八幡地域で、八幡地区公民館の建て替えについての御意見をいただきました。

八幡地区公民館は、築後 39 年経過した最も古い地区公民館であり、公民館全体の整備計画でも優先順位が高く、市としても早い時期の建て替え等が必要と考えているが、現状では具体的な計画に至っていないとのことでした。

委員会としては、早い時期に具体的な整備計画を示すよう働きかけたいと考えています。

振興局管内の教育担当職員について

直川地域で、平成 23 年度から振興局管内の社会体育担当職員が嘱託・臨時職員になった、平成 24 年度からは生涯学習担当職員が嘱託・臨時職員になると聞いたが、常勤職員を 1 人は配置してほしいとの御意見をいただきました。

執行部へ確認したところ、第 2 期行財政改革推進プランに基づき、平成 24 年度から各振興局の生涯学習担当の正規職員 8 人が嘱託職員となり、本庁生涯学習課が現人員に正規職員 4 人を増員した体制となる予定で、本庁生涯学習課の正規職員と各振興局の嘱託職員とが一体となり事業を推進していくことで、地域教育の衰退につながることをないよう取り組んでいくとのことでした。

委員会としても、市全体で取り組んでいる行財政改革推進プランに基づいたものであり、一概に正規職員数の削減を否定できるものではありません。新体制による生涯学習、地域教育の衰退がないか注視していきたいと考えています。

佐伯文化会館について

各地域でいただいた佐伯文化会館についての 66 件の御意見ですが、分類すると、新会館を建設すべきだとの意見が、大手前に建設すべきだとの意見 5 件を含め計 23 件。建設する必要はないとの意見が 9 件。その他要望、質問等が 34 件でした。

教育委員会としては、今年度から市民会館（新文化会館）建設検討委員会を設置し検討していくとのことです。

委員会としても、芸術文化の振興は、地域活性化のためにも重要な施策であり、新会館の規模、建設場所、機能等調査研究し、検討委員会での検討に深く関わっていききたいと考えています。

5 経済産業常任委員会

【12月定例会での主な議案】

12月定例会では、経済産業常任委員会に付託された指定管理議案が17件あり、この指定の期間については、今年度で満了するため、平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間でそれぞれ指定するものであります。

本委員会で事前調査を12月2日、1日現地を視察し、調査を行いました。

現地では、短時間ではありましたが、市の担当課、施設の管理を行っている指定管理者や、実際に利用されている利用者の方から意見、要望等を伺うことができました。

審査する以上は、状況を把握しなければならないのは当然のことながら、本委員会としましても議案審議をする上で大変有意義であったと考えております。

【指定管理の議案17件のうち、特に質疑が集中した議案について】

議案第152号、佐伯市小半ふれあい広場及び佐伯市小半森林公園キャンプ場を併せて管理する指定管理者の指定について

夏場多くの来訪者が川辺にごみを放置している件に対し、執行部から、バンガローの使用者については徹底しているが、川遊びに来る方に対しては、協力を求めている。また、バンガロー等の老朽化について、今後の方向性は、大規模な修繕を行わず、施設を維持する位置づけとなっているなどの考えが示されました。



▲ 本匠小半森林公園キャンプ場内ログハウス
(12月2日、管内視察)



▲ ログハウス内の様子

【上記議案に関連した補正予算の審査状況について】

7款、観光費のうち、工事請負費3,040万円の内容については、平成22年度に整備を行った小半森林公園駐車場が9月台風に伴う記録的な大雨の影響により、土砂崩れが発生したための修復であり、補助金を全額投入しており、再度補助金を充当できないため、単費での対応となったとの考え方が示され、委員からは、駐車場等、造成するときは、地形等十分配慮した上で、施工されるよう要望しました。

議案第 159 号、佐伯市本匠釜茶加工施設の指定管理者の指定について

施設利用収入が、平成 24 年度、575 万円、平成 28 年度、975 万円となっているのは、生茶の持込み増加、なお、施設の処理能力に余裕があることから、将来的に製茶工場の担う役割が大きくなっていると考えていることなどの考えが示されました。



▲ 本匠釜茶加工施設（12 月 2 日管内視察）



▲ 施設内の様子

【3月定例会での主な議案】*****

本委員会付託議案として、予算外議案 4 件を審査いたしました。主な議案の概要について以下のとおりです。

議案第 67 号、佐伯市企業立地促進条例の一部改正について

この条例の目的は、本市における企業立地の促進及び雇用機会の拡大を図り、経済の活性化に資するため、企業立地に係る助成を拡充しようとするものです。

〔主な改正内容〕

条例の適用企業として「電気業、ガス業、熱供給業、インターネット付随サービス業、学術・開発研究機関、デザイン業、機械設計業」を適用事業所に「研究所」をそれぞれ新たに追加する。

投資額に対する助成金について「開発研究機関等にあつては投資額の 10%に相当する額」を新たに追加する。

新規雇用に対する助成金について「新規雇用者の数に 20 万円を乗じた額」に引き上げ、「開発研究機関等にあつては新規雇用者の数に 20 万円を乗じた額」を新たに追加する。

事業所用地に対する助成金について「事業所用地の取得売買契約代金の額について、5%に相当する額から 50%に相当する額」に引き上げる。

○新市になり、適用された企業は寿工業株式会社狩生工場、株式会社興人佐伯工場、株式会社三浦造船所、中国木材株式会社、株式会社サニープレイスファームが対象となっています。

○市では、平成 22 年度約 30 社、平成 23 年度 1 月末で 106 社の市外の企業訪問を行っています。

議案第 68 号、佐伯市工場立地法地域準則条例の制定について

平成 24 年 4 月 1 日から、当該関連事務が、権限移譲されることに合わせて緑地設置基準に係る地域準則を本市が定めようとするものです。

工場立地に関する緑地面積率等に係る市の準則は、国の示す基準の範囲内で定めることとされているが、本市の自然的、社会的条件等から、周辺住民の生活環境に支障を与えない範囲で緑地面積率を緩和することで、新規の企業誘致及び既存工場等の増設を促す効果が期待できます。

○緑地面積率等の変化

区 域	緑地面積率	環境施設面積率
準工業地域	20%→10%以上	25%→15%以上
工業地域	20%→5%以上	25%→10%以上
用途指定外地域	20%→5%以上	25%→10%以上

また、既存工場等が生産施設の面積を増やす場合の緑地及び環境施設の面積計算についての経過措置を規定しています。

議案第 69 号、佐伯市職員の一般社団法人佐伯市観光協会への派遣に関する条例の制定について

職員を当該法人へ 1 人派遣できるとするもので、観光協会の職員を育て安定的なプロの実動部隊を養成するために、市の職員と両輪となり、観光施策に関わる中で、同協会の職員を育て、力をつけていくためのものです。

※大手前開発事業のため、佐伯市観光協会は、大分県佐伯総合庁舎 1 階に移転しました。

議案第 70 号、佐伯市農業後継者養成奨学金支給条例の一部改正について

農業大学校に在学する学生に将来、自立をし、地域農業の発展に貢献し得る人材を養成する目的で定められていますが、今回奨学金の支給の範囲並びに停止及び返還の条件を改めようとするものです。

(参考：奨学金の額等)

支給額	1 人につき月額 1 万円
支給時期	10 月、3 月

※上記議案に関連し、質疑のあった当初予算について

農業振興事業－新規就農総合支援事業【農政課】

青年就農給付金（経営開始型） 地域農業マスタープランに位置づけられている 45 歳未満の独立・自営就農者について、5 年間にわたり年間 150 万円を給付することとなっています。

（前年度所得 250 万円以下要件あり）（補助率国 10 分の 10）

6 議会改革等調査特別委員会

《議員定数について》

これまでパブリックコメントにより市民のご意見を募集したり、議会モニターの皆さんからの意見聴取会や第2回議会報告会での市民のご意見を伺う中で「削減すべき」「いや安易に削減するべきではない」との両論のご意見をいただいております。

去る、23年12月に「佐伯市議会議員定数条例」を新たに定め、次期一般選挙から適用する議員定数をこれまでより4人少ない26人に改正することを決定いたしました。



▲ 議会モニター意見聴取会

議会の使命の重要性を考えると、議員定数は削減するべきでないとの考え方もありますが、市民の意見や県内外の状況等を勘案する中、現状定数の維持では市民の皆様のご理解が得られないことも事実であるとの判断に至り、「委員会において討議することが可能な最小人数6人で常任委員会を構成すること」を基本とし、これまでの委員会での審査状況に鑑み、総務常任委員会及び教育民生常任委員会には各一人増員する内容としたものです。

《第2回議会報告会における意見等について》

本委員会の所管に係る意見は47件で議員定数、議員報酬及び政務調査費に係る貴重なご意見をいただき、それぞれ内容の検討を行いました。

議員定数については、先程、報告したとおりです。

次に、議員報酬については、日額制を採用し、報酬の削減を図るべきであるのご意見をいただいております。現在、佐伯市議会では、平成22年に制定した議会基本条例に則り、各地域で議会報告会の開催を始めたほか、各常任委員会や特別委員会では閉会中でも積極的に会議を開き、所管事務調査等を行っています。これら議員の活動は、年4回の定例会の期間に限定されるものではなく、一年を通して活動しているのが実態となっています。今、市民の皆様が議員に求めていることの多くは、本会議や委員会の活動のみで達成し得るものではなく、日頃から議員として、それぞれの地域での取り組みなども必要不可欠なものになっていると言えます。こうした理由で議会の本会議や委員会への出席のみを対象として支給する報酬の日額制の採用は、議員活動に対する報酬としては、制度上なじまないものと考えております。

次に、政務調査費については、見直しを求めのご意見をいただいております。議員は、全国各地の議会や市政の情報を収集するための視察研修や市政に係る調査活動などに政務調査費を使用しています。しかし、その使途に関して市民の皆様のご理解をいただけていないことが理由で、こうした意見をいただいたと受け止めています。このため政務調査費の使途については、視察研修を行った場合には議会広報誌に「研修報告」を掲載するほか、年度ごとの「収支報告」を公表するなど積極的に情報開示に努めています。また、市議会としても政務調査費による成果を市民に示すことが出来るよう今後も努力してまいります。

《今後の調査活動》

☆議会内部の改革の推進

議会基本条例の施行により全国各地の議会から視察団が訪れており、議会改革の取組に対する視察受入れ対応は、委員会の委員自らで行っています。

平成 23 年度受入れ実績：9 市・1 町議会

また、委員長報告の作成、議会広報誌の作成、議会報告会の運営については、議員が主体となって作成・運営を行っていくことを確認。

☆議会基本条例の評価（取組状況の検証）

基本条例策定のために議会活動に係る内容をチェックするために作成した 55 項目からなる「項目別シート」を再度見直し検証することや、市長の附属機関である各種審議会や委員会のうち法律において議員が委員として就任することを規定しているものを除き、議員が委員から辞退したことを検証することを確認。

☆危機管理マニュアルの策定について

災害発生時に行政が市の災害対策本部を設置した場合、これに協力するために議会内に（仮称）災害対策本部を設置する。その活動内容としては、情報収集を行い、行政との密接な情報共有を図り、協力して災害対策を推進し、避難場所等の状況調査を行うなどの議会サイドのマニュアル策定作業の検討に入ることを確認。

7 地域開発調査特別委員会

第1回及び第2回の議会報告会において、市民の皆様より多数の御意見をいただきました中心市街地活性化事業の中で、大手前開発事業、城下町観光交流館整備事業及び歴史資料館建設事業について報告いたします。

1. 大手前開発事業について

基本設計原案について、本年2月9日の準備組合との意見交換会及び2月16日の委員会で説明を受けましたので、基本計画から変更となった点及び委員会での質疑答弁等につきまして報告します。

【変更となった点】

・西棟については、基本計画時は、3階、4階の2層に14戸の共同住宅を計画していましたが、基本設計原案では、3階から13階まで11層、計44戸の共同住宅を配置することになりました。

・東棟については、5階に商工会議所を予定していましたが、商工会議所が入居を断念したことに伴い、5階の建設は取りやめました。

・事業費については、再開発事業費が、約29億円から約10億円増え、約39億円に、また大手前開発事業全体での市の純負担額は約10億円から約1億円増え、約11億円になるとのことです。

【委員会での主なやりとり】

(問) 事業の大幅な変更はできないとのことだったが、事業費が約10億円増えることは大幅な変更にあたらないのか。

(答) 大手前開発は、5つの機能(住宅・商業・公共公益・駐車場・広場公園)を配置する計画となっており、この機能を変更することになれば大きな変更となる。

(問) 少しでも中心市街地が良くなるよう、また、まちづくりの観点からも、大手前に文化会館の建設はできないのか。

(答) 平成26年度末の完成をめざしており、この時点から文化会館を建設するよう変更することは不可能である。

(問) 増えた事業費約10億円の内訳は。

(答) 再開発事業補助金が、約3億4,000万円の増、公共・民間合わせて保留床購入金が、約6億円の増、新たな補助金が約6,000万円の増

(問) 44戸ものマンションの売却見通しは。

(答) 4戸は地権者用に、残りの40戸は、ディベロッパーに売却予定で、現在複数のディベロッパーから打診がある。

(問) マンションの価格は。

(答) 決まっていない。交渉の余地がある。



▲ 大手前開発事業(模型)

【委員会が出された意見】

- 絶対に市民に失敗のつけや、負担をかけることのないよう、責任を持った取組を行うこと。
- 平成 26 年度末までの期限に施設を建築することがこの事業の目的ではない。中心市街地の活性化が目標だということを忘れず取り組んでほしい。

2. 城下町観光交流館整備事業について

本事業は、旧つたや旅館を活用し、来訪者のくつろぎの場所、観光案内所、トイレ、休憩所、ギャラリー、観光ガイド待機所等を整備しようとするものです。今後のスケジュールについては、平成 24 年度に用地交渉、基本計画、基本設計、実施設計を行い、平成 25 年度に工事着工、平成 26 年度の完成に向け取り組んでいくとのことです。

委員会では、土地・家屋を購入してまで整備する必要性について質疑が出され、執行部からは、街なみを残したい、また歴史と文学の道を散策する方々のトイレやギャラリーを整備したいと考え、財源的に有利な中心市街地活性化事業や合併特例債を活用して整備したいとの説明がありました。

3. 歴史資料館建設事業について

新館については、建築面積が 1,057.2 m²、延べ床面積 1,297.55 m²で基本計画の段階より延べ床面積が 97 m²ほど増えています。これは基本計画時には、詳細な設備が固まっておらず、機械室等の共用部分の算出が困難でしたが、基本設計では、設備が大方固まったことにより算出できたため増えたとのことでした。平成 27 年度春のオープンを目途にして取り組んでいるとの説明がありました。

委員会では、外壁の色等、既存施設の三余館と新館が違うものであれば、館としての品位が落ちる、統一性を持たせるべきでないかとの意見が出されました。

8 地域産業調査特別委員会

「第一次産業における新しい取組に関すること」を調査項目とし、第一次産業に対する異業種による企業参入」及び「水産業における新しい養殖技術への取組」の2点について引き続き調査を行っています。

前回、11月に開催した議会報告会以降、本委員会として、12月19日に福岡市花市場、九州旅客鉄道株式会社、20日には福岡市中央卸売市場鮮魚市場、唐泊魚港カキ小屋への行政視察を実施しました。当日は、議員8人、事務局1人、執行部からはブランド流通課、農政課それぞれ1人、計11人が参加しました。詳細については以下のとおりです。

1 「福岡花市場」について

福岡花市場においては、市場担当者から、競りの状況の説明を受けながら見学したのち、市場関係者と本市で生産されている菊やホオズキ等の佐伯産の花きの取扱い状況、意見交換を含め「花きに係る販売・流通経路について」調査しました。

(1) 競りの状況

- ①「競り」については、迅速かつ公平な取引を進めるため最新の競りシステム、自動分荷システム、買参人用のひな壇319席を導入している。
- ②上下2段に分かれた電光掲示板には、せり価格だけでなく、商品の詳しい情報や、次のせり情報が表示されている。競り人の操作によって表示された競り価格は時計のカウントにより変化し、これを買参人がひな壇に設置された端末を操作し落札する方式。落札された情報は即座に情報処理され、市場速報などのデータとして手に入れることができる。



▲ 競りの様子（正面には上下2段の電光掲示板がありレーンごとに詳細情報掲載されている）

- ③競りは通常行う値段を競り上げる方法ではなく、競り下げる方法を取っている。落札予定価格の何割増しかで設定した価格からスタートする。花市場はこの方法が時間短縮され適している。
- ④切り花の取引は、せり3割、前売り7割。前売りは信用、信頼関係が大事である。
- ⑤競り取引と相対取引との価格の調整は行っていない。
- ⑥販売金額の10%を手数料として徴収している。
- ⑦競りは午前7時から約3時間開催される。1日に約100万本（18,000ケース）の花を取り扱っ

ている。12月はクリスマス前がせりのピークを迎える。

- ⑧スピーディさが求められることから、一競りに要する時間は、切り花で約 25 秒、鉢もので 35 秒。今後さらに5秒短縮を目標にしている。
- ⑨不落札は基本的にない。どうしても落ちないときは、最低価格1本1円に本数を乗じた価格として、市場が買い上げている。事後の処理等を勘案したらその方が経費が掛からないため。

(2) 市場の概要について

- ①福岡県花卉農業協同組合は、花の生産農家が出資をして組織した全国でも数少ない花の専門農業協同組合。県内に福岡市と北九州市の2つの市場を有する日本でも屈指の市場となっている。
- ②生産農家の出資額は、1口 60 万円。当初は 20 万円で、徐々に上がっていった。出荷奨励金として 0.5%還元している。
- ③国内の花市場の規模は、ピーク時の 6,000 億円から減少して、今では 4,000 億円と冷え込んでいる。原因としては、ギフトものの減少が大きい。消費は団塊世代による購入が多く、団塊世代が高齢化すると、さらに消費は落ち込む見込み。
- ④同花市場の年間取引額は、ピーク時の 120 億円から減少し、今では 96 億円となっている。
- ⑤原因としては、せり取引から前売り取引への移行が大きい。北九州花市場の年間取引額は 32 億円。なお、前売りへの移行する理由については、安定した価格で、買参人に提示し、仕入値が計算出来るよう、また生産者側から見ると生産、販売、両面から見ると、適正な取引につなげられるとの観点から、前売りに重点を置いているため。
- ⑥品目別には、菊が3割を占めている。今後の注目品種としては、トルコギキョウやバラなどの洋花(カタカナ名)の需要が伸びる見込み。キクもスプレーマムという洋花名で販売されている。
- ⑦生産組合等を作って需要のある菊を量産する方法もあるが、少量ではあるが需要の見込まれる洋花を作る方法も今後はおもしろい。
- ⑧花需要の動向等を産地側に情報提供し、生産を依頼している。

(3) 荷受けの状況(品質の管理等について)

- ①「荷受」は、電算システムで行っている。競り、予約相対、注文、引き当てなどによる効率的な販売、迅速的な対応、コスト削減に効果を発揮している。
- ②花の品質管理は、夏場の室温は 20~25 度以下に保たれている。冷暖房施設やシートシャッターを整備している。

(4) 自動分荷システムについて

「分荷」は、自動分荷システムを導入している。

処理能力が1時間当たりマックス3,000ケース。現在、1時間当たり、2,000ケースのスピードで行っている。全て手作業であれば、かなりの時間を要する。一番ピーク時が207万本の数量を販売。この207万本を販売した場合も前売りのウエイトも高いことから、これまで24、25人を競りに関わらせていたが、機械化することで、3割の余剰人員が生まれ、その分、産地等などに派遣し営業活動に力を入れている。

(5) Web取引について

- ①契約した買参人はWebによる事前取引が可能。利用者は計画的な仕入れと、業務の効率化を図ることができる。また、生産者は本人の市況やより詳細な情報がWebで確認できる。
- ②「ネット販売」は男性が多い。理由としては、男が花を買うという恥ずかしさが影響している。

(6) 流通（仲卸）の取組について

- ①近年輸入ものが多く入っている。取引は日本の商社が間に入っている。
- ②関税は花きにはかかっていない。TPPの影響は特にないのではないかと。

佐伯市で生産され、流通している花きの評価

○佐伯の花の評判については、ホオズキの評判は商品も価格も良好。菊は福岡県八女市について2番目の取扱量となっている。以前菊の品質に問題があったことがあるが、現在の評判はまずまずであり、市場関係者の評価も高かった。しかし、一度、市場で評判を落とすと取り戻すのに大変な努力を要する。

【協議内容・提言】

- 頻出保持が大事、1、2回でも劣化品を出してしまえば、ランクが落ちる。受け入れ側が厳しい目と対応をしている。
- 少量で価格を得るのはむつかしい感じを受けた、TPPも花の場合は関税が掛からないということで影響がないだろうと市場の見方だった。ある程度頻出と量が必要、特別な花をつくっただけでは駄目という印象。
- 農業・水産業やはり指導的なものは行政も必要ではないか。県との関係とつながり、市は努力されている。
- 品種の問題。ホオズキ、菊だけ、トルコギキョウなどの品種。矢車草、イエローボタンなどに目が向けられている。
- 営農指導員がいなくなった。
- 共販から個人売買（ルートが固まりつつある）へ流れが変わった。
- 共販で集約し、5反以下の農家をまとめ、生産販売につなげる方法を市も模索していくべきではないか。
→集落営農を推進するべきではないか。
- ロット数が少ない→戦略品目（菊、スイートピー）補助があるので力を入れている。
- 戦略品目から漏れる物は、地域振興作物として13品目。24年度は（キャベツと甘藷を追加）15品目。
- 花きは嗜好品、景気に左右される。
- 流通の開拓。共販も理解出来る。育てる部門、販売は補助金との関係など、生産者が直で売る部分と共販部分をどう生かしていくのか。これをするには営農指導もきちんと行うべきだ。菊についても自立してきつつあるが、流通経路、ネット販売を構築すべきだ。
- 農家の販売ルート、個人販売で売れるものもある。エリート農家を育成しなければ成功しない。

- 販売ルートを固定化している。最低ラインを定めることで利潤を得る方法もある。
- 佐伯のものをブランド化して海外に展開していくルートの構築を目指してみては。
- 冠婚葬祭のお花を作る。横文字の花など。
- 企業的な生産が可能な誘致も視野に入れて取組む必要があるのでは。

2 「九州旅客鉄道株式会社」について

九州旅客鉄道株式会社（JR九州）本社においては「農業分野等における異業種からの企業参入の取組について」以下の3点を中心に意見交換を行い、佐伯市での企業参入のお願いと魚加工分野への参入ができないかなどに焦点をあて視察、意見交換を実施しました。



▲ JR博多駅ビル8階会議室

企業側から見た参入時の要件について

- ①食料自給率が低いこと、農業従事者の高齢化、担い手不足、耕作放棄地の増加、農業産出額の減少など。農業従事者の減少により作付面積が減少し、その結果生産量が減少している。
- ②農業の現状を打破するためには、個別農家に依存するだけでは困難。その対案の一つが「企業による農業参入」。労働生産性が高い（稲作においては個人経営の5倍）、農地法の改正（H21.12）、一般法人の賃借での参入規模緩和（株式会社による農地の賃借可能）、農業生産法人の要件緩和、参入法人数の増加（農地法改正から平成23年8月までに576法人）など。
- ③農業参入する企業の目的としては、自社の遊休農地活用、自社の余剰人員対策、地元と連携した新しい製品の創出、新規事業、地域貢献（雇用、地域活性化）などがある。
- ④最後にJR九州における農業参入について説明をいただいた。農業参入のねらいとしては、1、「誠実」手間をかけ、汗をかき、製品をつくるという当社の理念に合致、2、「地域貢献」担い手不足解消の一助、地域の雇用創出と活性化、フードアイランド九州の一翼を担い、日本の食料自給率アップへの寄与、豊かな田園風景を守る、地域を元気にする、3、「成長と進化」地域との連携、企業にとって農業はすそ野の広い成長分野などがある。

グループ企業内における参入事例について

- ①平成22年4月から参入開始。現在は①大分市でJR九州ファーム大分(株)によるニラ栽培（H22：10.4百万円の売上）、②臼杵市でJR九州ファーム大分(株)による甘夏栽培（H24.4収穫開始予定）、③玉名市で九州交通企画(株)によるミニトマト栽培（H24.1収穫開始予定）、④飯塚市でJR九州たまごファーム(株)による鶏卵栽培（H24.1採卵開始予定）の4か所で行っている。
- ②参入した大分県・熊本県からは、「生産ロットを増やすために協力してほしい」旨の依頼が、場所選定にあたっては自治体からのオファーがあり決定した。

今後の事業展開について

- ①参入時の検討事項としては、1、地域の受け入れ体制：県・市・JA等の地域関係者の支援ができるか（農地確保、雇用確保、認定農業者の認定、助成金、技術指導等）、2、品質本位：安定した事業収入が見込める農産品であるか、3、直営体制：責任者として社員が常駐できるか、4、販売戦略：JR九州の顔が見える販路が確保されるか以上の4つがある。
- ②今後の課題としては、1、高付加価値化のための六次産業化の検討、2、九州観光分野と連携した展開、3、JR九州ブランドの確立などを考えている。
- ③農業情勢が厳しい中、あえてリスクを負ってまで農業参入することについての社長の考えは、「初めから設けるのは難しい、せめてトントンでいい。農業を長い目で見ていく。腰を据えてやっていきたい。」と。企業イメージもあると思われるが、儲けよりも、少しでも地域に貢献していきたいという考えがあるようであった。
- ④JR九州ファーム大分㈱のニラ栽培については、直川横川出身の方が取締役で活躍しているが、大変という話を聞いている。
- ⑤視察の終盤において、佐伯市での農業参入のお願いと、魚加工分野への参入ができないかを依頼した。

【協議内容・提言】

- 農業・林業・水産業これを観光と結びつけないといけないのではないか。食観光だけではなくて、誘客、来訪増加に結び付ける必要があるのではないか。
- JRについては、自分ところの企業のイメージアップに戦略的に使っているところが大いに見受けられる。
ジョイフル当たりも企業のイメージ戦略、どこかで自社農場をつくるとなるとぜひ佐伯市でやっていただく努力をしていただきたい。市も声掛けして協議していければしてほしい。

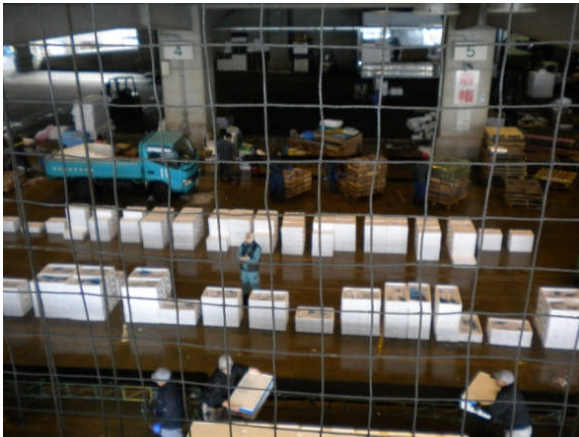
3 「福岡市中央卸売市場鮮魚市場」について

鮮魚等の流通の実情及び取組等について調査するため、福岡市中央卸売市場を視察した。当日は、同市場の担当から説明をいただきました。

- ①福岡市中央卸売市場は、青果市場3市場、食肉市場1市場及び鮮魚市場1市場の計5市場からなる。
- ②平成22年次の取扱高は、水産物部で約10万トン（約515億円）、青果部で約29万トン（約585億円）、食肉部で約2万トン（約133億円）、計41万トン（1,233億円）となっている。
- ③近年（平成）の動向は、水産物部の取扱量は20万トンから半減、金額も1,000億から半減している。青果部の取扱量は27万から30万トンを、金額は600億円前後で増減している。食肉部は1.6万から2.2万トン、110億から150億円前後で増減している。水産物部の減少が著しい状況である。
- ④同市場には日本で捕れた魚以外にも、韓国や中国からもたくさんの魚が入り込んでいる。特に韓

国プサンから年間約 4,500 トンの入荷がある。毎日 10 時ごろ韓国からの輸入物が入荷され、競りが行われる。魚種はサワラ、ヨコワなど。

- ⑤大分県からは年間約 4,400 トン（29 億円）の入荷がある。魚種は太刀魚が中心となっている。ブリについては福岡県及び長崎県からの天然ものの入荷が中心になっている。
- ⑥競りは朝 3 時から始まる。卸売業者 2 社（福岡魚市、中央魚市）、仲卸業者 46 社（地元仲卸 35 社、出荷仲卸 11 社）、買出人 630 社が登録されている。
- ⑦毎月 1 回市民感謝デーとして、魚のさばき方教室、料理教室などを実施している。
- ⑧衛生面から床を高床式に、また防風シャッターを採用している。
- ⑨学校給食への海産物の導入は特に行っていない。
- ⑩T P P 対策は特に行っていない。
- ⑩魚について楽しく学べる市場 P R プラザ（愛称：魚っちゃんぐプラザ）や博多湾の眺望を楽しめる展望プラザ、競りなどの市場の様子を見学できる見学通路などを設置しており、市民に親しまれる開かれた市場となっている。



▲ 市場内の様子



▲ 市場内の様子

【協議内容・提言】

- 競り、支払いの形態が変わっている。仲買人が多い。仲卸業者が出資し、生産会社を作っている。市場内の取引については、この生産会社を通じ代金の回収などを行っている。1 社が倒産しても影響がない。佐伯の場合漁協に影響が及ぶ。漁協が回収できず、未収となる可能性がある。ここでは、卸売業者が責任を負うこととなる。
- 魚市場は魚離れ、魚の普及をいかにしていくのか。花市場は花育「花の教育」をしないと花離れが起きる。
魚の加工、若い方もある。いかに魚を食するのが課題。
- さばき方に手間をとるから魚食が進まない。給食等の中で子どもが食するとともに、販路も拡大できないか。
- 泳ぐ魚は買われない。活魚は料亭ではよいが、1, 2 次加工で販路を拡大をはかる。
- 佐伯の人以外、県外から鶴見の方に漁師に来ている人がいる。
- 福岡市魚市場の売上も半減、佐伯も魚市場を建設を検討しているが、漁業者との関係では魚市場の必要性等についても積極的に協議する必要があるのではないか。

4 「博多ブランドのカキ【唐泊恵比須カキ】について」

水揚げされたカキや魚介類を炭火焼きで外来者に提供している唐泊カキ焼き小屋で昼食をとりました。

地元（博多湾）育ちのカキを唐泊漁港に水揚げされたカキや魚介類の炭火焼きで外来に提供している。本市にもこのようなイメージでの誘客はできないかとの観点からの視察。

福岡市から、車で 25 分ほどで現地に到着。博多湾を一望でき、ローケーションもよく、ドライブコースとしても適した場所にある。平日にも関わらず観光客が多く訪れ、満席状態となっていた。



▲ 唐泊カキ焼き小屋

①小屋は、福岡市西区の小田にある福岡市海づくり公園内に設置されている。

②福岡市漁協唐泊支所が「唐泊恵比須カキ」として売り出している。

③小屋内には炭火焼き代が約 60 基あり。受付でカキ焼きセットを注文し、後は自分で焼いて食べる仕組み。カキ焼きセットは 1,400 円と 900 円の 2 種類あり、料金には焼き台 1 基 300 円、カキナイフ 1 個 100 円が含まれている。

④正午ごろには多くの来店者でにぎわい、若者客も多く見受けられた。



▲ 唐泊カキ焼き小屋内の様子



▲ 唐泊カキ焼き小屋内の様子

【協議内容・提言】

○炭火焼のカキ小屋あたりは建設可能ではないか。

○佐伯フェア、佐伯を中心に呼ぶ、来訪者が来るイベントが少ない。もう少しアピールできるのではないか。

8 政策研究会

★政策研究課題（テーマ）を2点選定し、研究中。

テーマ1. 廃屋対策について

①方向性：市内の空き屋、特に管理ができていない廃屋について、現状をつかみ、問題点を明らかにし、その解決のために「(仮称) 空き屋管理条例」を制定するなどし、行政として対応することを目的に政策研究する。

②現在の活動内容：現状をつかむこと

《実態調査》

371 自治委員に対して「廃屋等に係るアンケート調査」(注)を実施。廃屋等が114件あるとの回答が寄せられた。

《現地調査》

114 件のアンケート結果を分類し、破損状況や地域の偏りを考え、19件を抽出し、2月13日及び21日に現地調査を実施した。



▲ アンケートの分析を進める政策研究会会員

③今後の活動予定：現地調査の結果分析を行い、解決策の検討、法的根拠、他市の条例制定状況及び施行状況の調査等を経て、9月議会をめぐり、佐伯市における条例制定の是非、条例案の作成等を進めていく。

注：「廃屋等に係るアンケート調査」は平成23年10月14日までに、地区内で地区住民から相談や苦情を受けたものを抜き出し、所有者の状況、廃屋の破損状況、管理の状況、地区の対応等を問う内容。

テーマ2. 自然エネルギーについて

①方向性：佐伯市における自然（再生可能）エネルギーの可能性をさぐり、条例制定または政策提言等を行っていく。

②現在の活動内容：現状をつかむこと。

・実態調査：佐伯市におけるエネルギー需給状況、電力会社の施策等を研究。2月13日、九州電力佐伯営業所池辺所長を講師に研究した。

報告事項等：(2) 重要な議案等の審議状況

《議員の表決態度の見方について》

- ・賛成は○ 反対は● 欠は欠席 議は議長
- ・議長は、通常の過半数議決には表決権がありません。

平成23年12月定例会

認定第3号 平成22年度佐伯市各会計決算の認定について

平成23年11月9日～11日の3日間、議長を除く議員全員で構成した決算特別委員会において、平成22年度佐伯市各会計決算認定における審査を行いました。この審査を受けて12月定例会では決算特別委員長報告のとおり賛成多数により認定されました。

歳入決算総計額：684億3,429万5千円

歳出決算総計額：669億6,791万4千円

歳入歳出差引額：14億6,638万1千円

【賛成・反対の主な理由】

賛成

- 地方債残高の推移など財政規律を基本とした決算で、大型事業も順調に進み相対的にすばらしい決算である。
- 債務の繰上償還により市債残高は28億6,400万円減少しており、決算を認定するのに何ら問題ない。

反対

- 教育予算の構成率が減少していることや、大手前開発事業が大きく関わった予算であるので賛同できない。
- 随意契約の問題に関して十分な議論、チェックができていないと判断し賛同できない。
- 基金積み立ては必要であるが、市民生活や経済状況のバランスを考えたとき適切だと思えない。基幹産業である農林水産業の支援策や景気・雇用対策、国保の引き下げなど市民の負担軽減につながる予算執行をもっとするべきだ。

【審議結果】 ○賛成23、●反対4で認定（採決の方法：起立採決）

平成会								開政会					新風会			市民の会		公明党		民主党		自民党		無党派					
清田哲也	河原修仁	江藤茂	矢野哲丸	日高嘉己	矢野精幸	玉田茂	梶田穂積	小野宗司	井野上準	兒玉輝彦	宮脇保芳	芦刈紀生	下川芳夫	高橋香一郎	渡邊一晴	上田徹	御手洗秀光	清家儀太郎	清家好文	吉良栄三	後藤勇人	浅利美知子	三浦涉	井上清三	河野豊	佐藤元	後藤幸吉	高司政文	
○	○	○	○	○	○	○	○	議	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

平成24年3月定例会～

議案第18号 平成23年度佐伯市一般会計補正予算（第3号）

～～～《補正予算のうち、焦点となった案件と内容》～～～

■佐伯文化会館敷地賃借料にかかる債務負担行為予算について

第2回議会報告会でも報告したように、
 昨年9月議会において佐伯文化会館の敷地賃借料に係る債務負担行為の予算（平成24年度から10年間で支出予定の限度額1億1,000万円とし年額は1,045万6,056円）は、交渉の余地が十分ある等の理由で賛成少数により議会は否決しました。



本年3月定例会において、再度貸主との交渉により約112万円差し引いた年額933万円の10年契約による債務負担行為予算

が提案され、審査の結果、2件の修正案が提案され採決の結果、原案賛成17名、修正案賛成11名により佐伯文化会館敷地賃借料にかかる債務負担行為予算は可決されました。

（ 原 案 ）

平成24年4月から10年間で支出予定の限度額を9,336万円とする債務負担行為予算。

[再交渉による変更点]

○年額1,045万6,056円を年額933万5,769円に改める。

※金額の根拠は固定資産評価額の4%としている。

○延長期間内に建物等が滅失した場合には本契約は終了とする。

○固定資産評価額及び都市計画税に著しい増減が生じた場合は協議のうえ改訂する。

【審議結果】 ○賛成17、●反対11で原案可決（採決の方法：起立採決）

平成会								開政会						新風会			市民の会		公明党		民主党		自民党		無党派				
清田哲也	河原修仁	江藤茂	矢野哲丸	日高嘉己	矢野精幸	玉田茂	榊田穂積	小野宗司	井野上準	兒玉輝彦	宮脇保芳	芦刈紀生	下川芳夫	高橋香一郎	渡邊一晴	上田徹	御手洗秀光	清家儀太郎	清家好文	吉良栄三	後藤勇人	浅利美知子	三浦涉	井上清三	河野豊	佐藤元	後藤幸吉	高司政文	
○	○	○	○	○	○	○	○	議	●	●	●	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

(清家好文議員ほか 2 名から提案された修正案)

平成 24 年 4 月から 10 年間で支出予定の限度額を 5,690 万円とする債務負担行為予算。

〔提案理由〕

これまでの原契約に基づき、600 万円を控除した賃借料（年額 569 万円）が正当である。

【審議結果】 ○賛成 5、●反対 23 で修正案否決（採決の方法：起立採決）

平成会								開政会							新風会			市民の会		公明党		民主党		自民党		無党派		
清田哲也	河原修仁	江藤茂	矢野哲丸	日高嘉己	矢野精幸	玉田茂	榊田穂積	小野宗司	井野上準	兒玉輝彦	宮脇保芳	芦刈紀生	下川芳夫	高橋香一郎	渡邊一晴	上田徹	御手洗秀光	清家儀太郎	清家好文	吉良栄三	後藤勇人	浅利美知子	三浦涉	井上清三	河野豊	佐藤元	後藤幸吉	高司政文
●	●	●	●	●	●	●	●	議	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○	○	●	●	●	●	○	○	○	●

(宮脇保芳議員ほか 3 名から提案された修正案)

平成 24 年 4 月から 10 年間分で計上している債務負担限度額（9,336 万円）を全額削除する。

〔提案理由〕

老朽化している文化会館の耐震対策も講じないまま 10 年間も使用してよいのか。市民の安全・安心が確保されないままでの債務負担行為は認められない。

【審議結果】 ○賛成 6、●反対 22 で修正案否決（採決の方法：起立採決）

平成会								開政会							新風会			市民の会		公明党		民主党		自民党		無党派		
清田哲也	河原修仁	江藤茂	矢野哲丸	日高嘉己	矢野精幸	玉田茂	榊田穂積	小野宗司	井野上準	兒玉輝彦	宮脇保芳	芦刈紀生	下川芳夫	高橋香一郎	渡邊一晴	上田徹	御手洗秀光	清家儀太郎	清家好文	吉良栄三	後藤勇人	浅利美知子	三浦涉	井上清三	河野豊	佐藤元	後藤幸吉	高司政文
●	●	●	●	●	●	●	●	議	○	○	○	○	○	○	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

※それぞれの賛否の意見（討論）については、5 月 1 日発行の議会だよりにて実名入りで掲載しています。

議案第1号 平成24年度佐伯市一般会計予算

〜〜〜〈当初予算のうち、焦点となった案件と内容〉〜〜〜

3月19、21、22日の三日間、議長を除く議員全員で構成した予算特別委員会において、総括質疑終了後に高司政文議員ほか2名から大手前開発事業費11億2,992万3,000円を全額削除するための修正案が提案されました。

修正案に対する質疑、答弁の後、原案賛成に対する意見が4名から、修正案賛成に対する意見が2名からそれぞれ述べられ採決の結果、原案賛成17名、修正案賛成11名で平成24年度一般会計予算は原案のとおり可決すべきものと決しました。また、本会議においても同様の修正案が提案され、原案賛成の意見が2名から、修正案賛成の意見が4名からそれぞれ述べられ、採決の結果、原案賛成17名、修正案賛成11名で議案第1号平成24年度佐伯市一般会計予算は原案のとおり可決されました。



▲ 城山から望む大手前地域

平成24年度一般会計歳入歳出予算 総額439億5,300万円

修正案はこの予算の中の大手前開発事業費11億2,992万3,000円を削除するものです。

★修正案提出の理由

大手前開発事業は現時点でも見通しが立っておらず、27名の地権者でも事業参画の意向を示しているのは市を含めて11名に過ぎない。この組合で総額62億円もの事業に責任が持てるのか疑問である。また、13階建てマンション及び20の店舗にも入居者があるのか未だ見えないことも問題である。そして市民の支持、理解が得られていないことも重要な問題である。

事業が一度止まっても計画変更により中心市街地活性化事業が平成26年度末までに完成すれば交付金や特例債にも問題や影響はない。もう一度、佐伯市の身の丈にあった事業に見直すべきである。

【原案賛成・修正案賛成の主な理由】

原 案 賛 成	<p>○大手前再開発構想の13階建てマンションは非常によい案だと思うし、有利な合併特例債を使える期間に開発し、佐伯の未来に備えてほしい。</p> <p>○本予算編成は将来の負担を最小限に抑える手段が講じられているし、高齢者対策、児童福祉事業、医療費助成事業など大変高く評価できる。</p> <p>○財政運営の基本である収支の均衡がとれ、財政構造の弾力性が確保されている。本庁舎建設、大手前開発事業の予算も計上され首長の英断が見られる。</p> <p>○中心市街地活性化事業は長年の懸案であり、国の認定を受けて事業の推進を図っている。国との連絡調整を図りながら推進するべきと判断する。</p> <p>○24年度当初予算は過去最高の積極予算であり、将来のまちづくり活性化に避けて通れない事業が含まれている。</p> <p>○歳入では厳しく見積もっており、留保財源も用意されている。歳出では大型事業も着手するが、基金などの見通しもあり事業の達成は可能である。</p>
修 正 案 賛 成	<ul style="list-style-type: none"> ●大手前開発事業については不安要素が多く、市民からもこの計画を望む声は聞こえない。なぜ議会は予算を認めるのかと厳しい指摘を受けている。 ●大手前をどうしたいのか未だにビジョンが見えない。13階建てマンションは景観が大きく崩れるし、市民から合意されていない事業は認められない。 ●当初は大手前再開発事業に約29億円だったのが、今年になって10億円増えた。いけいけどんどの話では困る。 ●旧佐伯市中心地の大手前だけに巨額な予算を投入し、資金を継ぎ足すような無計画な事業は認められない。また佐伯市全体を見据えた計画とは思えない。 ●当初から商業地として主導する再開発ではなく、文化会館や歴史資料館を複合させた空間として活用すべきだった。やはり事業の中身を見直すべきだ。 ●計画が行き当たりばったりで、身の丈にあった計画として市民の意思が反映されていない。市民に負担を強いるのなら撤退、縮小する勇気と決断が必要だ。

※それぞれの賛成意見(討論)については、5月1日発行の議会だよりにて実名入りで掲載しています。

議案第1号、平成24年度佐伯市一般会計予算(原案)

【審議結果】○賛成17、●反対11で原案可決(採決の方法：起立採決)

平成会							開政会					新風会			市民の会		公明党		民主党		自民党		無党派						
清田哲也	河原修仁	江藤茂	矢野哲丸	日高嘉己	矢野精幸	玉田茂	梶田穂積	小野宗司	井野上準	兒玉輝彦	宮脇保芳	芦刈紀生	下川芳夫	高橋香一郎	渡邊一晴	上田徹	御手洗秀光	清家儀太郎	清家好文	吉良栄三	後藤勇人	浅利美知子	三浦涉	井上清三	河野豊	佐藤元	後藤幸吉	高司政文	
○	○	○	○	○	○	○	○	議	●	●	●	○	●	●	○	○	○	○	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○

*●反対11は、修正案に賛成した議員です。

議案第 32 号 佐伯市つるみ山荘の指定管理者の指定について

昨年の 12 月定例会において、「佐伯市条例の廃止に関する条例の一部改正について」（佐伯市つるみ山荘を廃止しようとする議案）が提案されました。

佐伯市つるみ山荘は平成 3 年 3 月に旧鶴見町によって、町民の研修や憩いの場として、旧湯布院町との姉妹町交流の拠点として設置され、市町村合併後も佐伯市の公の施設として運営されてきました。年々利用者の減少により当該施設に恒常的な収支不足が見込まれることから、平成 24 年 4 月 1 日をもって佐伯市つるみ山荘の設置条例を廃止したいとの提案がありました。

議会としては、宣伝が不足しているため「つるみ山荘」のことを知らない市民も多く、もっと宣伝活動を行うべきであると指摘し、併せて湯布院という全国でも有名な温泉地に佐伯市の施設があるのを簡単に廃止すべきではない。有効活用をするために何ができるのか再検討すべきだ



として、総務常任委員会においては原案を否決すべきものと決しました。

また本会議においても、つるみ山荘の廃止に賛成者はなくこの議案は否決されました。

今年の 3 月定例会では、昨年の 12 月議会において佐伯市つるみ山荘の利用継続を求めたことに伴い、新たに指定管理者を指定するための提案がありました。

議会としては、検討した結果の報告を求め、市としては議会の意見を参考にしながら、今後の利活用について真剣に協議する。また、宣伝不足解消のため広報、市報、ケーブルテレビ等を通じて佐伯市民への利用を呼びかけるなど利用促進を図りたいとの見解が示されました。佐伯市つるみ山荘の指定管理者の指定については、反対者はなく可決されました。

○指定管理者～セカンドライフ 代表 成松 武

○指定期間 ～平成 24 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで（3 年間）

【審議結果】 ○賛成 28、●反対 0 で可決（採決の方法：簡易採決）

平成会								開政会						新風会			市民の会		公明党		民主党		自民党		無党派			
清田哲也	河原修仁	江藤茂	矢野哲丸	日高嘉己	矢野精幸	玉田茂	梶田穂積	小野宗司	井野上準	兒玉輝彦	宮脇保芳	芦刈紀生	下川芳夫	高橋香一郎	渡邊一晴	上田徹	御手洗秀光	清家儀太郎	清家好文	吉良栄三	後藤勇人	浅利美知子	三浦涉	井上清三	河野豊	佐藤元	後藤幸吉	高司政文
○	○	○	○	○	○	○	○	議	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

*簡易採決とは、問題について異議がないとき、議長が可決の旨を宣告するものです。

意見交換会テーマ

(1) 地域の課題について

～ 地域の課題について、ご意見を聴かせてください。～

(メモ)

(2) 市議会及び市政への意見について

～ 議会運営や市政に関するご意見を聴かせてください。～

(メ モ)

《 参 考 資 料 》

◆ 佐伯市議会基本条例（前 文）

前 文

いわゆる地方分権一括法による機関委任事務の廃止に端を発して以来、地方公共団体には事務の決定、運用における責任能力の有無が直接的に問われる時代となった。これに伴い、二元代表制の一翼を担う議会には、地方公共団体の事務の執行に対する議決権を的確に行使するとともに、住民の意思を代弁する唯一の議事機関として、その負託にこたえるべく、たゆまぬ努力を傾注することが求められている。

こうした状況の下、本市議会は、団体自治の観点から、地方自治法に限定的に規定された議決事件にとどまらず、行政運営に責任を持つことを宣言する議決事件を定め、さらに住民自治の観点からは、執行機関に対する監視機能の強化を図り、議員相互間の討議を軸とした合議制の意思決定機関たるべく、その責務を果たさなければならない。

また、長と議会の関係は、二元代表制から導かれる機関対立主義を形成しており、それぞれの異なる特性を生かして住民の意思を行政に的確に反映させる共通の使命を負っている。本市議会は、その責務を全うする手段の一つとして、政策立案能力を向上させ、現実に政策条例を提案し、長と議会が政策を巡って競い、両輪で佐伯市を牽引することが重要と考える。さらに、時代は、市民に開かれた市民参加型の議会を促しており、その要求にこたえるためにも積極的に具体的な措置を講じる必要がある。

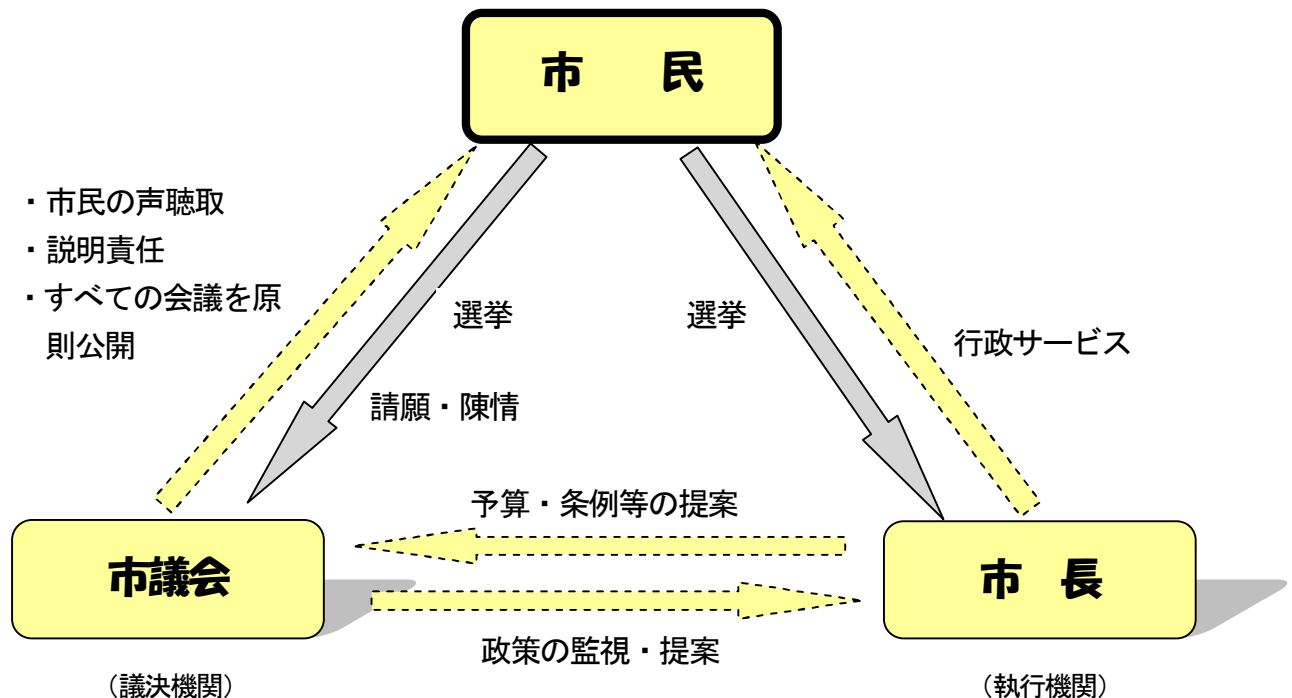
これらの認識を糧にして、本市議会は、市民の声と心を代弁する役割のみに終始するのではなく、住民全体の福祉の向上と地域社会の活力ある発展を目指し、力強く魅力ある佐伯市の実現に向け、不断の努力を重ねることで市民の信頼を勝ち得たい。

ここに、新たな時代の礎とするため、佐伯市議会及びその構成員である議員の活動の支柱として、議会の最高規範たる、この条例を制定する。

◆ 市議会の役割（市政との関係はどうなっているの）

私たちの佐伯市を快適な住みよいまちにするためには、市民一人ひとりが「自分たちで考え、話し合い、決め、自分たちの手で実行する」ことが理想的な住民自治ですが、市民全員が一堂に会して話し合うことは不可能です。そのため、市民の中から代表者を選び、その代表者を通じて話し合います。この代表者が市長と市議会議員です。

市議会は、市議会議員が集まって、市民の要望、意見等を市政に反映させるため、市の予算や条例などについて話し合って決めているところで、市議会を「議決機関」ともいいます。また、決まったことを実際に進めていく市長を「執行機関」といい、市議会と市長は、それぞれ独立した立場でけん制し合い、協力し合いながら、車の両輪のように、ともに市の発展のため活動しています。



市議会は、議員一人一人が市民の声を聴き、市長の施策が市民のためになるか、合議制の機関として議論しています。また、市民のためになる政策条例案や政策提言の立案について、議会として政策研究会を設置し、議論しています。



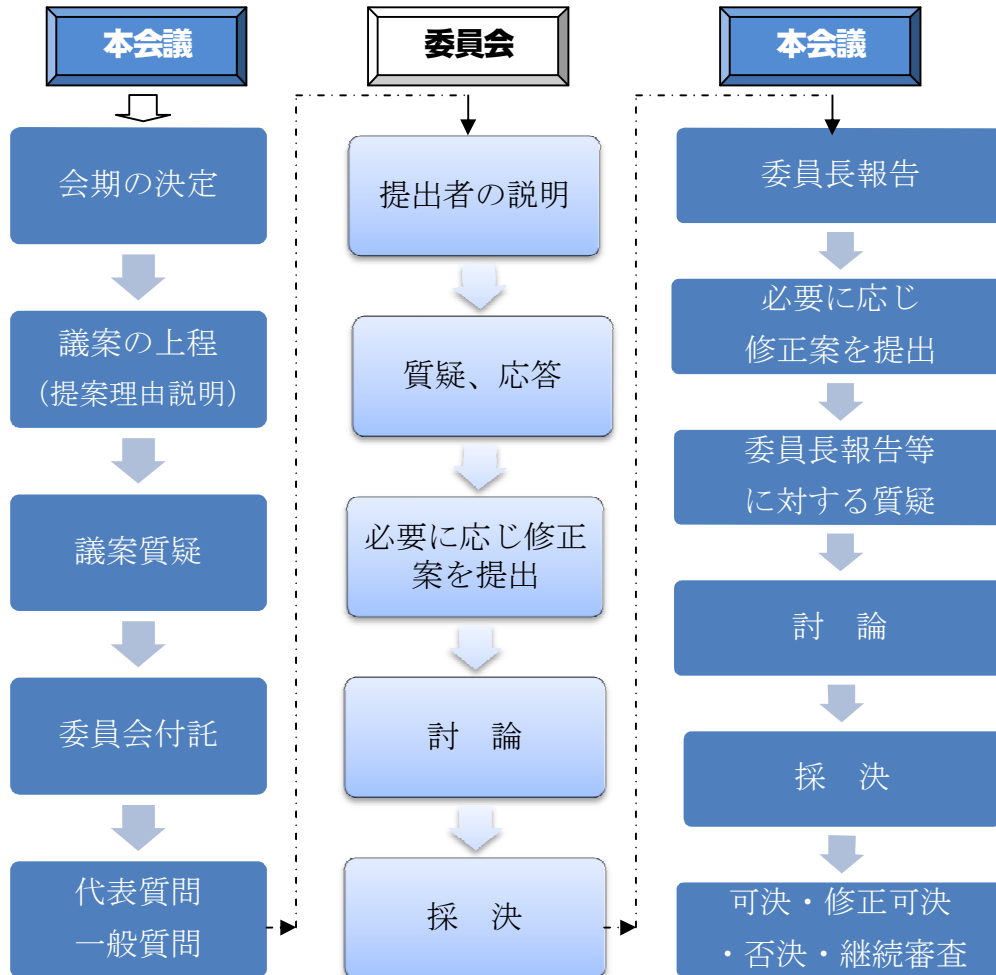
*市議会と市長はともに住民を代表していますので、二元代表制といわれ、市民の意見をどちらが反映しているか、政策を巡って競い合い、両者で佐伯市を牽引し、より良い佐伯市をつくる原動力になっています。

◆ 市議会の権限（こんな仕事をしています。）

議決権	議会の権限の中で最も代表的なもので、市長、議員及び議会の委員会から提出された議案（条例の制定・改廃、予算、決算、重要な契約の締結など）について、審議し、市の意思又は機関としての意思を決定する権限。
監視権	執行機関の行う行政運営について、議会が監視する権限。
請願受理権	市民の要望や意見を行政に反映させるため、市民から提出された請願を受理し、審議する権限。
意見書提出権	議会が市の公益に関することについて、国などの関係機関に対して意見書を提出する権限。
検査及び監査請求権	議会が市の行政を監視する一つの手法で、市の事務が議会の議決どおり執行されているか検査したり、監査委員に監査を求める権限。
調査権	議会が市の事務に関する調査を行う権限。
自律権	議会内部に関する規則その他の会議に関することを自主的に決める権限。
選挙権	議長、副議長、選挙管理委員会委員などの特定の地位に就くべき者を選んで決定する権限。
懲罰権	議員が法律等に違反し、規律を乱した場合、議会が議決によって懲罰を科すことができる権限。

◆ 本会議（定例会）の審議の流れ

定例会は、条例で年4回と定められており、3月、6月、9月、12月に開かれますが、おおむね以下の手順により議案等を審査します。



※委員会審査では、必要に応じ、市民の皆様（議会モニターの方々）から直接参考意見をいただき、市民参加の下に議案を審査することになっています。

◆ 委員会等構成表（委員等の名簿）

議長（小野宗司） 副議長（河野 豊） 監査委員（清家好文）

【議会運営委員会】

議会運営委員会	定数	委員長	副委員長	委員		
	12人以内	吉良栄三	宮脇保芳	矢野哲丸	佐藤元	御手洗秀光
			日高嘉己	三浦涉	浅利美知子	
			井野上準			

【常任委員会】

常任委員会	定数	委員長	副委員長	委員		
総務	8	後藤幸吉	御手洗秀光	河原修仁	佐藤元	日高嘉己
				宮脇保芳	吉良栄三	
建設	7	井上清三	高橋香一郎	玉田茂	三浦涉	渡邊一晴
				兒玉輝彦	芦刈紀生	
教育民生	8	矢野哲丸	高司政文	矢野精幸	河野豊	上田徹
				浅利美知子	清家好文	
経済産業	7	井野上準	清田哲也	清家儀太郎	榊田穂積	後藤勇人
				江藤茂	下川芳夫	

【特別委員会】

特別委員会	定数	委員長	副委員長	委員			
議会広報	7	上田徹	後藤勇人	清田哲也	河野豊	井上清三	兒玉輝彦
				吉良栄三			
議会改革等	10	宮脇保芳	渡邊一晴	高司政文	矢野哲丸	御手洗秀光	日高嘉己
				河野豊	小野宗司	吉良栄三	下川芳夫
地域開発	10	榊田穂積	矢野精幸	後藤幸吉	清田哲也	佐藤元	上田徹
				清家好文	兒玉輝彦	浅利美知子	芦刈紀生
地域産業	10	江藤茂	清家儀太郎	河原修仁	井上清三	玉田茂	三浦涉
				井野上準	後藤勇人	高橋香一郎	
公共工事入札事務問題	9	河野豊	宮脇保芳	後藤幸吉	後藤勇人	井上清三	玉田茂
				高司政文	吉良栄三	御手洗秀光	

【政策研究会】

政策研究会	定数	会長	副会長	委員			
	8	高司政文	清田哲也	後藤幸吉	矢野哲丸	御手洗秀光	井上清三
				井野上準	高橋香一郎		



大分県佐伯市議会

〒876-8585 大分県佐伯市中村南町1番1号

TEL : 0972-22-3643

FAX : 0972-24-0204

e-Mail : gikai@city.saiki.lg.jp